



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 人事委員会規則

*4 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則	..... 1
*5 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	..... 1
*6 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	..... 5
*7 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	..... 9
*8 和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	..... 11

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第4号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等（次号において「再任用職員」という。）以外の職員等 <u>100分の200</u>（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあっては、<u>100分の240</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の95</u>（特定幹部職員等にあっては、<u>100分の115</u>）</p> <p>第6条・第7条 略</p>	<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員等（次号において「再任用職員」という。）以外の職員等 <u>100分の210</u>（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあっては、<u>100分の250</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の100</u>（特定幹部職員等にあっては、<u>100分の120</u>）</p> <p>第6条・第7条 略</p>

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### 和歌山県人事委員会規則第5号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別職務分類表

組織		職務の級								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事	共 通	※福祉主事 又は福祉技師  ※医療主事 又は医療技師								
	本 庁	※航海士 ※機関士 ※通信士		※主査航海士 ※主査機関士  副主査航海士 副主査機関士 検査専門員	※船 長 ※機関長	総括課長補佐 政策審議員 改革推進員 監察査察員 調 査 員 検 査 員 主任航海士 主任機関士	※室 長 副 室 長 分 室 長 旅券事務長 総括審議員 総括監察査察員 総括検査員		知事室次長 国際担当参事 生活安全参事 食品安全参事 労働政策参事 会計局長	理 事 知事室長 監察査察監 危機管理監 地域振興監 技 監 会計管理者
地方機関	共 通					専門技術員 調 査 員	総括専門員			
	振 興 局					出張所長 会計専門員 会計駐在員 旅券駐在員 検 査 員 入札契約統括員	※所 長 支 所 長 副 参 事 次 長 支所次長			
	東京事務所					所長代理	企業誘致統括員			
	県税事務所					県税窓口統括員	次 長			
	消 防 学 校				※教務主任		副 校 長			
	防災航空センター						次 長			
	文 書 館						次 長			
	環境衛生研究センター						次 長			
	南紀熊野ジオパークセ						所 長			

	センター						事務長			
	消費生活センター					支所長	次長			
	子ども・女性・障害者相談センター				室長		次長			
	紀南児童相談所						次長 分室長			
	仙溪学園						次長			
	精神保健福祉センター					次長				
	保健所						支所長 次長 支所次長			
	高等看護学院					事務長代理	事務長	副学院長		
	こころの医療センター						事務局次長	事務局長		
	公営競技事務所						次長			
	産業技術専門学院	※職業指導員					副学院長			
	工業技術センター						副所長			
	水産試験場	※航海士 ※機関士 ※通信士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士	※船長 ※機関長	主任航海士 主任機関士				
	農林大学校				助教	総務部長 農学部長 次長 准教授	所長 副校長 教授 林業研修部長			
	和歌山下津港湾事務所						次長			
	土砂災害啓発センター					所長				
県	議	会				調査員	室長 副室長 総括調査員		事務局次長	
教育委員会	共	通			※指導主事 ※社会教育主事	主任指導主事 主任社会教育主事				

					※教育相談 主事	主任教育 相談主事 ※専門員				
	本 庁	※体育指導 員			※人事主事 ※政策推進 員		※室 長 教育企画 員		教育企画 監 局 長	
	地方 機関	教育事務所			※人事主事		副 所 長			
		教育センタ ー学びの丘				教育相談 室長	副 所 長			
		図 書 館	※司 書	副主査司 書	主査司書	総括司書 主任司書	紀南図書 館長 副 館 長 センタ ー 長			
		近代美術館					副 館 長			
		博 物 館					副 館 長 教育企画 員			
		紀伊風土記 の丘					教育企画 員	副 館 長		
		自然博物館					副 館 長			
		県立学校					※事 務 長 事務長補 佐			
警 察	共 通			主 任						
	本 部	※保 健 師 ※航空整備 士				調 査 官 隊長補佐 校長補佐 師 範	※監 察 官 管 理 官 次 席 所 長 副 所 長 室 長 場 長 センタ ー 長 首席師範	理 事 官	参 事 官	
	地方 機関	警 察 署					会 計 官			
選 挙 管 理 委 員 会	本 庁						事務局長 事務局次 長			
	地方 機関	分 局					分 局 長 分局長代 理			
	監 査 委 員					調 査 員	総括調査 員			
	労 働 委 員 会							事務局次 長		

海区漁業調整委員会						事務局長			
-----------	--	--	--	--	--	------	--	--	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第6号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

支給区分 組 織		部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当職
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	
知 事	本 庁	理 事	監察査察監	局 長	知事室次長	課 長	旅券事務長	副 課 長	
		知事室長	参 事	参 事 (監察査察 課に置き、 本庁の局長 と同等の職 務を行う者 に限る。)	国際担当参 事	企 画 員 (企画総務 課及び医務 課に置き、 本庁の課長 と同等の職 務を行う者 に限る。)	企 画 員	副 室 長	
		危機管理監	技 監		生活安全参 事	室 長 (ジオパー ク室の長に 限る。)	室 長	総括審議員	総括監察査 察員
		地域振興監			食品安全参 事		主 幹		
		部 長			労働政策参 事			分 室 長	
		会計管理者			参 事			総括検査員	
地 方 機 関	共 通						企 画 員	総括専門員	
								総括研究員	
								主 幹	
	振 興 局		局 長	局 長	参 事	部 長 (那賀振興 局健康福祉 部、伊都振 興局健康福 祉部及び日 高振興局地 域振興部の 長に限る。)	部 長	副 部 長	
						紀の川流域 下水道事務 所長	副 参 事	支 所 次 長	
							支 所 長	支 所 次 長	
							海南工事事 務所長	海南工事事 務所次長	
							ダム管理事 務所長	紀の川流域 下水道事務 所次長	
							近畿自動車 道紀南高速 事務所長	近畿自動車 道紀南高速 事務所次長	
	東 京 事 務 所			所 長				企業誘致統 括員	
	県 税 事 務 所				所 長			次 長	

消防学校						校 長	副 校 長	
防災航空センター						所 長		
文 書 館				参 事		館 長	次 長	
環境衛生研究センター				所 長			次 長 部 長	
鳥獣保護センター						所 長		
南紀熊野ジオパークセンター						所 長	事 務 長	
消費生活センター				所 長				
男女共同参画センター				所 長				
動物愛護センター						所 長		
子ども・女性・障害者相談センター				所 長 参 事			次 長	
紀南児童相談所						所 長	次 長 分 室 長	
仙 溪 学 園						園 長	次 長	
精神保健福祉センター						所 長		
保 健 所						所 長 支 所 長	次 長 支 所 次 長	
高等看護学院			学 院 長	副 学 院 長		事 務 長	教 務 主 幹	
なぎ看護学校						学 校 長	副 学 校 長	
こころの医療センター			院 長	事 務 局 長			副 院 長 事 務 局 次 長	

							部 長 看護副部長	
難病・子ども保健相談支援センター						所 長		
公営競技事務所						所 長	次 長	
和歌山産業技術専門学院					学 院 長		副 学 院 長	
田辺産業技術専門学院						学 院 長	副 学 院 長	
工業技術センター		所 長					副 所 長 部 長	
世界遺産センター			参 事 所 長				事 務 長	
農業試験場						場 長	副 場 長	
農業試験場暖地園芸センター						所 長		
果樹試験場						場 長	副 場 長	
果樹試験場かき・もも研究所						所 長		
果樹試験場うめ研究所						所 長		
畜産試験場						場 長		
畜産試験場養鶏研究所						所 長		
林業試験場						場 長	副 場 長	
水産試験場					場 長		副 場 長	
農林大学校						校 長 所 長	副 校 長 教 授 林業研修部長	

		農作物病害 虫防除所						所 長	
		家畜保健衛 生所					所 長		
		和歌山下津 港湾事務所					所 長	次 長	
	県 議 会	事務局長		事務局次長		課 長	室 長	副 課 長 副 室 長 総括調査員	
教 育 委 員 会	本 庁			教育企画監 局 長	参 事	課 長	室 長	副 課 長 主 幹 教育企画員	
	地 方 機 関	教育事務所					所 長	副 所 長	
		教育センタ ー学びの丘					所 長	副 所 長	
		図 書 館					副 館 長	紀南図書館 長 センター長	
		近代美術館					副 館 長		
		博 物 館					副 館 長		
		紀伊風土記 の丘				副 館 長		教育企画員	
		自然博物館					副 館 長		
		県立学校						事 務 長	事 務 長
警 察	本 部			参 事 官		課 長 監 察 官	室 長 センター長 (運転免許 課に置くも のを除く。)	次 席 副 所 長	
選 挙 管 理 委 員 会	本 庁					事 務 局 長		事 務 局 次 長	
	地 方 機 関	分 局					分 局 長		



監査委員	事務局長				課長		副課長 総括調査員
人事委員会	事務局長				課長		副課長
労働委員会	事務局長		事務局次長		課長		副課長
海区漁業調整委員会							事務局長

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。</p>		<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。</p>	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
議会事務局	事務局長 事務局次長 課長（人事、労務を担当する課長相当職を含む。） 室長 副課長 副室長 総務班長	議会事務局	事務局長 事務局次長 課長（人事、労務を担当する課長相当職を含む。） 室長 企画員 副課長 副室長 主幹 総務班長
知事部局	本庁 理事 知事室長 監察 査察監 危機管理監 地域 振興監 部長 参事 技 監 会計管理者 局長 国際担当参事 生活安全 参事 食品安全参事 労 働政策参事 課長（人事 、労務を担当する課長相 当職を含む。） 室長（ 人事、労務を担当する者 に限る。） 副課長 旅 券事務長 分室長 監察 査察員 課長補佐、班長 、主任及び主査（秘書課 、人事課（職員厚生室を 除く。）、監察査察課及 び行政管理課に置くもの	知事部局	本庁 理事 危機管理監 監察 査察監 知事室長 部長 参事 技監 会計管理 者 知事室次長 局長 広域連携担当参事 監察 査察参事 行政改革担当 参事 生活安全参事 食 品安全参事 労働政策参 事 課長（人事、労務を 担当する課長相当職を含 む。） 室長（人事、労 務を担当する者に限る。 ） 副課長 総括審議員 総括監察査察員 旅券 事務長 分室長 監察査 察員 改革推進員 総括 課長補佐、課長補佐、班

		に限る。) 副主査及び主事 (人事課 (人材育成班を除く。)、監察査察課又は行政管理課において人事若しくは給与の企画又は審査に関する事務を行う者に限る。)			長、主任及び主査 (秘書課、人事課 (職員厚生室を除く。)、監察査察課及び行政改革課に置くものに限る。) 副主査及び主事 (人事課 (人材育成班を除く。)、監察査察課又は行政改革課において人事若しくは給与の企画又は審査に関する事務を行う者に限る。)
地方 機 関	振興局	局長 部長 副部長 参事 支所長 支所次長 企画員 (人事、労務を担当する者に限る。) 総括専門員 主幹 (人事、労務について部長を補佐する者に限る。) 海南工事事務所長 海南工事事務所次長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 紀の川流域下水道事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所次長		振興局	局長 部長 副部長 参事 副参事 支所長 支所次長 企画員 (人事、労務を担当する者に限る。) 総括専門員 主幹 (人事、労務について部長を補佐する者に限る。) 海南工事事務所長 海南工事事務所次長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 紀の川流域下水道事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所次長
	東京事務所	所長		東京事務所	所長 所長代理
	略	略		略	略
	消防学校	校長 副校長		消防学校	参事 校長 副校長
	略	略		略	略
	文書館	参事 館長 次長		文書館	館長 企画員 次長
	略			略	
	南紀熊野ジオパークセンター	所長 事務長		南紀熊野ジオパークセンター	事務長
	略			略	
	なぎ看護学校	学校長 副学校長		なぎ看護学校	参事 学校長 副学校長
	略	略		略	略
	難病・子ども保健相談支援センター	所長		難病・子ども保健相談支援センター	参事 所長
	公営競技事務所	所長 次長		公営競技事務所	参事 所長 次長
	略			略	
世界遺産センター	参事 所長 事務長		世界遺産センター	所長 事務長 主幹	
略			略		
教 本庁		教育企画監 局長 参事	教 本庁		教育企画監 局長 参事

育 委 員 会		課長及び室長（人事、 労務を担当する課長相当 職を含む。）副課長 人事主事 教職員課の班 長、主査、副主査及び主 事（人事又は給与の企画 に関する事務を行う者に 限る。）	育 委 員 会		課長及び室長（人事、 労務を担当する課長相当 職を含む。）副課長 人事主事 課長補佐（人 事、労務について課長及 び室長を補佐する者に限 る。）教職員課の班長 、主任、主査、副主査及 び主事（人事又は給与の 企画に関する事務を行う 者に限る。）		
	地 方 機 関	教育事務 所		所長 副所長 人事課及 び人事給与課の課長、人 事主事、主査、副主査及 び主事（人事又は給与の 企画に関する事務を行う 者に限る。）	地 方 機 関	教育事務 所	所長 副所長 専門員（ 人事又は給与の企画に関 する事務を行う者に限る 。）人事課及び人事給 与課の課長、人事主事、 主任、主査、副主査及び 主事（人事又は給与の企 画に関する事務を行う者 に限る。）
		略				略	
		近代美術 館		館長 副館長		近代美術 館	館長 副館長 主幹
		博物館		館長 副館長		博物館	館長 副館長 教育企画 員
	略			略			
略			略				
	人事委員会事務局	事務局長 課長 副課長 課長補佐 主任 主査 副主査（給与、勤務時 間その他の勤務条件に関 する事務を行う者に限る 。）		人事委員会事務局	事務局長 課長 副課長 主幹 課長補佐 主任 主査 副主査及び主事 （給与、勤務時間その他 の勤務条件に関する事務 を行う者に限る。）		
	労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 課長		労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 課長 副課長		
	略	略		略	略		
備考 略			備考 略				

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第8号

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（平成29年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																												
<p>(管理職員等の範囲) 第2条 事務委託団体の管理職員等は、別表第1から別表第51までの左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を占める者とする。</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第2条関係) 湯浅町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>会計管理者 課長 副課長</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育次長 教育次長補佐 指導主事</td> </tr> <tr> <td>給食センター</td> <td>センター長</td> </tr> <tr> <td>こども園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3～別表第8 略</p> <p>別表第9 (第2条関係) 日高川町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長 課長補佐</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>参事 課長 会計管理者 主幹 副課長 室長 課長補佐 保健専門員 社会福祉専門員 介護支援専門員</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>課長 副課長 課長補佐 学校司書専門員</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td>局長 課長補佐</td> </tr> <tr> <td>中津支所</td> <td>支所長 課長補佐</td> </tr> <tr> <td>美山支所</td> <td>支所長 課長補佐</td> </tr> <tr> <td>川上診療所</td> <td>所長 課長補佐 看護専門員</td> </tr> <tr> <td>寒川診療所</td> <td>所長 課長補佐 看護専門員</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>館長 課長補佐</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第10・別表第11 略</p> <p>別表第12 (第2条関係)</p>	機関	職	議会事務局	事務局長	町長部局	会計管理者 課長 副課長	教育委員会事務局	教育次長 教育次長補佐 指導主事	給食センター	センター長	こども園	園長	小学校	校長 教頭	中学校	校長 教頭	機関	職	議会事務局	局長 課長補佐	町長部局	参事 課長 会計管理者 主幹 副課長 室長 課長補佐 保健専門員 社会福祉専門員 介護支援専門員	教育委員会事務局	課長 副課長 課長補佐 学校司書専門員	農業委員会事務局	局長 課長補佐	中津支所	支所長 課長補佐	美山支所	支所長 課長補佐	川上診療所	所長 課長補佐 看護専門員	寒川診療所	所長 課長補佐 看護専門員	略		公民館	館長 課長補佐	<p>(管理職員等の範囲) 第2条 事務委託団体の管理職員等は、別表第1から別表第48までの左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を占める者とする。</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2～別表第7 略</p> <p>別表第8 (第2条関係) 日高川町の管理職員等の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長 専門員</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>参事 課長 会計管理者 主幹 副課長 室長 専門員 保健専門員 社会福祉専門員 介護支援専門員</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>課長 副課長 専門員 学校司書専門員</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td>局長 専門員</td> </tr> <tr> <td>中津支所</td> <td>支所長 専門員</td> </tr> <tr> <td>美山支所</td> <td>支所長 専門員</td> </tr> <tr> <td>川上診療所</td> <td>所長 看護専門員 専門員</td> </tr> <tr> <td>寒川診療所</td> <td>所長 看護専門員 専門員</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>館長 専門員</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第9・別表第10 略</p> <p>別表第11 (第2条関係)</p>	機関	職	議会事務局	局長 専門員	町長部局	参事 課長 会計管理者 主幹 副課長 室長 専門員 保健専門員 社会福祉専門員 介護支援専門員	教育委員会事務局	課長 副課長 専門員 学校司書専門員	農業委員会事務局	局長 専門員	中津支所	支所長 専門員	美山支所	支所長 専門員	川上診療所	所長 看護専門員 専門員	寒川診療所	所長 看護専門員 専門員	略		公民館	館長 専門員
機関	職																																																												
議会事務局	事務局長																																																												
町長部局	会計管理者 課長 副課長																																																												
教育委員会事務局	教育次長 教育次長補佐 指導主事																																																												
給食センター	センター長																																																												
こども園	園長																																																												
小学校	校長 教頭																																																												
中学校	校長 教頭																																																												
機関	職																																																												
議会事務局	局長 課長補佐																																																												
町長部局	参事 課長 会計管理者 主幹 副課長 室長 課長補佐 保健専門員 社会福祉専門員 介護支援専門員																																																												
教育委員会事務局	課長 副課長 課長補佐 学校司書専門員																																																												
農業委員会事務局	局長 課長補佐																																																												
中津支所	支所長 課長補佐																																																												
美山支所	支所長 課長補佐																																																												
川上診療所	所長 課長補佐 看護専門員																																																												
寒川診療所	所長 課長補佐 看護専門員																																																												
略																																																													
公民館	館長 課長補佐																																																												
機関	職																																																												
議会事務局	局長 専門員																																																												
町長部局	参事 課長 会計管理者 主幹 副課長 室長 専門員 保健専門員 社会福祉専門員 介護支援専門員																																																												
教育委員会事務局	課長 副課長 専門員 学校司書専門員																																																												
農業委員会事務局	局長 専門員																																																												
中津支所	支所長 専門員																																																												
美山支所	支所長 専門員																																																												
川上診療所	所長 看護専門員 専門員																																																												
寒川診療所	所長 看護専門員 専門員																																																												
略																																																													
公民館	館長 専門員																																																												

すさみ町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	参事 局長 副局長
町長部局	参事 会計管理者 課長 副課長
教育委員会事務局	参事 教育次長 課長 副課長
略	

別表第13～別表第20 略

別表第21 (第2条関係)

有田衛生施設事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局次長 事務局長 業務総括次 長

別表第22～別表第25 略

別表第26 (第2条関係)

公立紀南病院組合の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
紀南こころの医療センター	病院長 薬剤部長 看護 部長 看護師長 技師長 事務局長 事務局次長 課長 参事
略	略

別表第27～別表第38 略

別表第39 (第2条関係)

海南海草老人福祉施設事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 参事 事務 局長 事務局次長
特別養護老人ホームやすらぎ園	参事 施設長 施設次長 看護師長

別表第40 (第2条関係)

有田郡老人福祉施設事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
養護老人ホームな	園長 副園長

すさみ町の管理職員等の範囲

機関	職
議会事務局	参事 局長 副局長 主 幹
町長部局	参事 会計管理者 課長 企画員 副課長 主幹
教育委員会事務局	参事 教育次長 課長 社会教育主幹 副課長
略	

別表第12～別表第19 略

別表第20～別表第23 略

別表第24 (第2条関係)

公立紀南病院組合の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
紀南こころの医療センター	病院長 副院長 医局長 薬剤部長 副薬剤部長 看護部長 副看護部長 看護師長 技師長 事 務局長 事務局次長 課 長 参事
略	略

別表第25～別表第36 略

別表第37 (第2条関係)

海南海草老人福祉施設事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 事務局長 事務局次長
特別養護老人ホームやすらぎ園	施設長 施設次長 看護 師長 介護士長 調理師 長

ぎ園

別表第41～別表第51 略

別表第38～別表第48 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。